

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 賭博について 高橋はるみ知事は、カジノの誘致に非常に前のめりになってるわけで、一方カジノにはマイナスの面が非常に多いわけです。したがって、青少年への影響や依存症や、また犯罪を誘発するということも含めて、マイナスの面を打ち消すことが出来なければ、カジノを導入するということがあってはならないと 思っているわけで、警察の立場は当然のことながら犯罪を未然に防ぐことですし、賭博が醸し出す周辺環境の悪化、これももたらさないようにすることが大事だと思っておりますので、何点か質問させていただきますと思います。</p> <p>(一)犯罪への影響について 1 賭博の禁止について 2009年の厚労省の調査ではギャンブル依存症の生涯有病率、アメリカが1.4パーセント、そしてイギリスが0.8パーセント、スウェーデンが1.2パーセントに対して、日本は男性が9.6パーセント、女性が1.6パーセントになっているということで、日本が圧倒的に有病率が多くなっているわけです。 イギリスはご存じのとおりブックメーカーというのがありまして、なんでも賭にしてしまうというくらい、賭け事が非常に広まっているお国柄ですけれども、そこでさえも0.8パーセントの依存度であるということです。 日本は公営ギャンブルの他に、パチンコ、麻雀、時代によっては、丁半、博打、さらには、チンコロリンや花札など、様々な身近にそういう賭け事があったわけで、それが原因かもしれませんが、日本人も熱くなる性格なのかよくわかりませんが、日本人も熱くなる性格なのかよくわかりませんが、各国に比較して先ほども申し上げましたけれども有病率が高くなっているわけです。 我が国では、なぜ賭博を禁止をしているのかお聞きします。</p> <p>2 賭博罪の保護法益について まさしくその通りだと思います。したがって、公営ギャンブルというのは、これは特別法を作っ て、特別な扱いをして、ということになるわけですが、いずれにしても今、国会で審議をされていることになるわけですけれども、またこれも特別法という形になるのかどうかわかりませんが、いずれにしても、今のようなことが危惧をされるということがあ るが故に、賭博というのが禁止をされているということです。 カジノに係わる行為については、刑法185条の単純賭博罪、刑法186条1項の常習賭博罪、刑法186条2項の賭博場開張罪、博徒結合凶利罪などの構成要因が該当しうる行為であります。したがって、カジノ施設の設置及び運営を解禁しようとするのであれば、それらの犯罪の構成要件に該当するにもかかわらず、違法性が阻却される特段の理由が明らかにされなければならないと思うわけです。 また、刑罰法規の基本である刑法の適用については、日本国内の地域においてのみ適用を除外する</p>	<p>(保安課長) 賭博を我が国の刑法により犯罪として規定している趣旨についてであります。平成26年6月に開催された衆議院内閣委員会における政府参考人法務省審議官の答弁によりますと、「賭博行為が、勤労その他の正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しよう と他人と相争うものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがあるため」としており、道警察においても、そのように承知しております。</p> <p>(保安課長) 刑法第185条の保護法益についてであります。昭和25年11月22日 最高裁判所 判例によりますと、賭博について、国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害するばかりでなく、暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあり、公共の福祉に反するものと判示して おります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ことが出来ないというものでもあるわけです。したがって日本のある一地域だけを適用するということにはならないのが、刑法の決まりであるわけです。</p> <p>刑法185条に関わる最高裁の保護法益の判例の内容についてお聞きます。</p> <p>3 ばちんこ屋の入場規制について まさしく賭博は公共の福祉に反するものという事です。先ほど申し上げましたけれども、犯罪を誘発するだけではなくて、青少年への影響も非常に多いと思っています。 今は、賭博ではなくて遊戯と位置付けられておりますけれども、パチンコです。 パチンコに対する18歳未満の入場についての現状と認識をお聞きます。</p> <p>4 道が行った調査について 具体的にどの程度の補導があるのかというのは今お答えはありませんでしたけれども、わたしも恥ずかしながら昔は大人のまねをしてパチンコ屋に行ったことがあります。結構今もそのようなことがあるのかという気がしてるところです。 大人になるにつれて、様々な大人にしか出来ないものに対してやってみたいという誘惑が、青少年の心を捉えていくということだろうと思っています。 カジノは年齢制限が当然出来てくるのかと思いますけれども、いずれにしても青少年を取り巻く環境についても必ずしも良いものではないと思うわけです。 道は、平成24年11月に「カジノを含む統合型観光リゾート（IR）による経済・社会影響調査」を公表しましたけれども、この中で道警は意見を求められたのかお伺いしたいと思います。 また、求められたならばどのような意見を付したのかお聞きます。</p> <p>5 「FATF(金融活動作業部会)」の勧告について 24年の11月に作ったわけですが、当然のことながら調査をする大事な目的は、単に経済的なもの、それと各国で行われているカジノの調査をまとめるものだけではないはずだと思っているわけです。 結果、先ほどから申し上げているとおりマイナスの面が非常に大きいとすれば、当然のことながら道警の皆さんに意見をお聞きをするというのはあって然るべきだと思っています。 その意味から、24年11月に道が作ったカジノを含む統合型観光リゾートによる経済社会影響調査、これは中途半端なものだと受け止めざるをえないというわけです。なぜならば、この社会的影響調査があるにもかかわらず道警の皆さんからのご意見を聞いていないということになるわけですから、これは改めて他の部局にもお聞きをしなければならない話なのかと思っています。賭博には不正がつきものであり、カジノといえども例外ではないわけであります。</p>	<p>(保安課長) ばちんこ屋営業の営業所に18歳未満の者が入場することについてであります。風俗営業者が、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることは、少年の健全育成に障害を及ぼす行為として「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により禁止されており、入場した18歳未満の者については、補導措置を講じているところであります。 法による規制は、少年の健全育成上、重要なものと認識しております。</p> <p>(保安課長) 道が行った調査に関してであります。当時、知事部局から意見の聴取は受けておりません。</p> <p>(保安課長) 「FATF」の勧告についてであります。財務省のホームページで公開しておりますことから、その内容については承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>これまで経験の無かった、チップの偽造、すり替え、カードへのマーキング、ディーラーとの内通、など、カジノは、各国の紙幣貨幣を扱い、その額に上限はありません。</p> <p>例えば中国元をカードなどを利用してチップに替え、そのチップを円に替え、それを中国の銀行に入金してロンダリングするなどが懸念され、マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策の国際的政府間会合である「F A T F（金融活動作業部会）」でもカジノをマネーロンダリングに利用されるおそれのある「非金融機関」として指定していますが、このことについて承知しているかお聞きしたいと思います。</p> <p>6 日弁連の指摘について</p> <p>財務省のホームページには確かに書いてありますが、私は警察は情報が全てだと思っています。</p> <p>日本の各機関の中で、情報を一番持っているのが警察だと私は思っておりますので、ホームページから知り得たということでは無いと思っておりますし、もっとこの「F A T F」の中身もご存じだと思っておりますので、ぜひ十分検討していただきたいと思っております。</p> <p>海外メディアでは中国の官僚が関与した多額の資金や北朝鮮が武器や麻薬の輸出で得た資金がマカオのカジノでロンダリングされているという報道もされているので、こういう危険な状況の中で、非金融機関と位置付けされているわけですから、今後の対応についても検討していただきたいと思っております。</p> <p>賭博には昔から反社会的組織の介入が付きものと言われます。</p> <p>事業主体として参入しなくても、事業主体への出資、従業員の送り込み、事業主体からの委託先、下請けの参入、カジノ利用者をターゲットとしたヤミ金融、カジノ利用制限者を対象とした闇カジノの運営など、直接の暴力団員でなくてもその周辺者、共生者、元暴力団員などを通じて関与することが十分可能であることを日弁連も指摘していますが、このことについて承知しているか伺います。</p> <p>(まとめ)</p> <p>当然のことながら皆さんはプロですから、こういうことが当然想定される、カジノ、賭博等には暴力団組織が介入するということは当然のことながらあるということは十分ご存じだと思いますが、皆さんのお仕事の一つだと思いますので、カジノ賭博につきましては、様々なマイナスの面があるわけでございます。</p> <p>8月に作りました庁内のカジノ誘致に関わる検討会議にも道警の皆様はオブザーバとして参加されているということですから、ぜひ今あるような懸念を伝えていただきたい、ということをお願いして、私の質問を終わります。</p>	<p>(保安課長)</p> <p>日弁連の指摘についてであります。日弁連のホームページで公開されておりますことから、その内容については承知しております。</p>